
平成31年度(2019年度)

市民企画事業補助金

審査結果のまとめ

令和元年(2019年) 6月

八王子市

あなたのみちを、
あるけるまち。
八王子
Yamanashi

目 次

1	審査結果総括表	1
2	採択事業一覧表	2
3	評価及び審査結果	
	(1) A 活動支援部門	3
	(2) B 事業実施部門	9
	(3) C 事業発展部門	14
4	審査	
	(1) 審査方法	16
	(2) 審査フロー	18
5	参考資料	
	(1) 市民企画事業補助金申請事業評価会議 参加者名簿・開催状況	20
	(2) 市民企画事業補助金交付要綱	21
	(3) 平成31年度（2019年度）補助対象事業募集要項	25
	(4) 市民企画事業補助金申請事業評価会議開催要綱	29
	(5) 応募事業に関連する市の事業担当課一覧	30

平成31年度(2019年度)市民企画事業補助金 審査結果総括表

部門		件数		要望額(円)	予算額(円)	予算額-補助予定金額(円)	備考
A 活動支援部門	新規	応募	7	700,000			
		採択したもの	6	600,000			
		不採択としたもの	1	100,000			
	継続	応募	3	300,000			
		採択したもの	3	300,000			
		不採択としたもの	-	-			
	小計	応募	10	1,000,000			
		採択したもの	9	900,000			
		不採択としたもの	1	100,000			
B 事業実施部門	新規	応募	10	6,700,000			
		採択したもの	3	2,900,000			
		不採択としたもの	7	3,800,000			
	継続	応募	1	700,000			
		採択したもの	-	-			
		不採択としたもの	1	700,000			
	小計	応募	11	7,400,000			
		採択したもの	3	2,900,000			
		不採択としたもの	8	4,500,000			
C 事業発展部門	新規	応募	1	500,000			
		採択したもの	1	500,000			
		不採択としたもの	-	-			
	小計	応募	1	500,000			
		採択したもの	1	500,000			
		不採択としたもの	-	-			
合計	応募	22	8,900,000	8,000,000	△ 900,000		
	採択したもの	13	4,300,000	8,000,000	3,700,000		
	不採択としたもの	9	4,600,000				

採択事業一覧表（新規事業）

A 活動支援部門			
受付番号	事業名	団体名	2019年度補助金 交付予定額(円)
A-新-1	動物の適正飼育の啓蒙活動	八王子わん♡にゃんクラブ	100,000
A-新-2	八王子の森の赤ちゃんカフェ事業	特定非営利活動法人 かぶかぶ山のようちえん	100,000
A-新-3	八王子西南部地域における道の駅設置による地域活性化方策の検討	館ヶ丘自治会	100,000
A-新-4	家族で作る素敵なエンディングノート支援事業	とうゆう会	100,000
A-新-5	グリーンヒルズたより発行	グリーンヒルズたより 編集部	100,000
A-新-7	小学生から百歳までを対象とした展示と朗読のイベント「あの頃の国語展～小学校国語の教科書で振り返る戦後から今」企画運営事業	中村劇場 市民活動部会	100,000
B 事業実施部門			
受付番号	事業名	団体名	2019年度補助金 交付予定額(円)
B-新-1	地域内の小規模居場所の運営	きよぴー	900,000
B-新-6	「八王子キャットビレッジフェスティバル」	八王子キャットビレッジ製作委員会	1,000,000
B-新-8	地産地消地活の日本酒「高尾の天狗」 酒米つくりプロジェクト	NPO法人はちぷろ	1,000,000
C 事業発展部門			
受付番号	事業名	団体名	2019年度補助金 交付予定額(円)
C-新-1	地域の自然資源を活かした「食」と「アート」の里山マーケット事業	特定非営利活動法人小津倶楽部	500,000

採択事業一覧表（継続事業）

A 活動支援部門			
受付番号	事業名	団体名	2019年度補助金 交付予定額(円)
A-②-1	外国人の支援・交流事業	NPO法人八王子国際交流センター	100,000
A-②-2	一緒に遊ぼう！一緒に創ろう！みはらしプレーパーク@八王子	みはらしプレーパークの会	100,000
A-②-3	スマートフォンアプリを使った広報活動	八王子動物愛護会ネットワーク	100,000

A 活動支援部門 採択事業 評価及び審査結果（得点順）

区分	新規	団体名	館ヶ丘自治会			
事業名	八王子西南部地域における道の駅設置による地域活性化方策の検討					
事業費	150,000 円		補助金要望額		100,000 円	
事業概要	八王子市西南部地域の活性化を目指し、同地区における道の駅の開設を具体化するため、地域住民と学生などを交えた検討会やシンポジウム等を実施する。					
評価	評価項目	公益性		期待度		補助金交付の必要性を有りとした評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点 満点中	25 点	28点 満点中	23 点	
	合計得点数	56点 満点中	48 点		7名中	7 名
審査	順位	1 位	採 択	可	補助予定額	100,000 円
評価会議の 意見・要望	特段の意見等はありません。					

区分	新規	団体名	八王子わん♡にゃんクラブ			
事業名	動物の適正飼育の啓蒙活動					
事業費	100,000 円		補助金要望額		100,000 円	
事業概要	動物の適正飼育について、セミナーやイベントへの出展を通して啓蒙することで、地域環境の改善を図るとともに八王子における殺処分ゼロを目指す。					
評価	評価項目	公益性		期待度		補助金交付の必要性を有りとした評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点 満点中	22 点	28点 満点中	20 点	
	合計得点数	56点 満点中	42 点		7名中	7 名
審査	順位	2 位	採 択	可	補助予定額	100,000 円
評価会議の 意見・要望	今後、他団体と連携・協力することにより、さらなる事業の発展に期待します。					

区分	新規	団体名	グリーンヒルズたより 編集部			
事業名	グリーンヒルズたより発行					
事業費	100,000 円		補助金要望額		100,000 円	
事業概要	開発から 30 年が経過した団地「グリーンヒル寺田」や、隣接する「パークヒルズめじろ台」の地域において、住民一人一人が幸せに暮らせる街づくりを目指し、交流イベントや住民の支え合い活動等の情報を取材した広報誌を作成して配付する。					
評価	評価項目	公益性		期待度		補助金交付の必要性を有りとした評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点 満点中	21 点	28点 満点中	19 点	
	合計得点数	56点 満点中	40 点		7名中	7 名
審査	順位	3 位	採 択	可	補助予定額	100,000 円
評価会議の 意見・要望	特段の意見等はありません。					

区分	新規	団体名	特定非営利活動法人かぶかぶ山のようちえん			
事業名	八王子の森の赤ちゃんカフェ事業					
事業費	154,000 円		補助金要望額		100,000 円	
事業概要	八王子の豊かな自然の中で、0歳児親子のふれあい交流事業を行うことで、八王子での子育てを楽しむことができる父母を増やすとともに、子どもを産み、育て、住み続けたいまちの実現を目指す。					
評価	評価項目	公益性		期待度		補助金交付の必要性を有りとした評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点 満点中	19 点	28点 満点中	20 点	
	合計得点数	56点 満点中	39 点		7名中	7 名
審査	順位	4 位	採 択	可	補助予定額	100,000 円
評価会議の 意見・要望	特段の意見等はありません。					

区分	継続・2回目	団体名	八王子動物愛護会ネットワーク			
事業名	スマートフォンアプリを使った広報活動					
事業費	100,000円		補助金要望額		100,000円	
事業概要	スマートフォンアプリを活用することで、犬猫の譲渡会の開催や、飼育の啓蒙・啓発活動及び相談等の活動を円滑に実施する。					
評価	評価項目	公益性		期待度		補助金交付の必要性を有りとした評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点満点中	19点	28点満点中	20点	
	合計得点数	56点満点中	39点		7名中	7名
審査	順位	4位	採択	可	補助予定額	100,000円
評価会議 の意見・要望	他の動物愛護団体との連携を期待します。					

区分	新規	団体名	とうゆう会			
事業名	家族で作る素敵なエンディングノート支援事業					
事業費	115,000円		補助金要望額		100,000円	
事業概要	高齢者が病気や事故等で判断能力を失う前に、遺言書では表現できない個人の意思を家族と一緒にエンディングノートに記載しておくことで、死後のトラブルを未然に防止するため、同ノートの作成支援に関する講座を南大沢地域で実施する。					
評価	評価項目	公益性		期待度		補助金交付の必要性を有りとした評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点満点中	20点	28点満点中	17点	
	合計得点数	56点満点中	37点		7名中	7名
審査	順位	6位	採択	可	補助予定額	100,000円
評価会議 の意見・要望	個人情報の扱いには、十分に注意してください。					

区分	継続・2回目	団体名	みはらしプレーパークの会			
事業名	一緒に遊ぼう！一緒に創ろう！みはらしプレーパーク@八王子					
事業費	150,000円		補助金要望額		100,000円	
事業概要	宇津貫緑地を拠点に、未就学児から小学生の子どもを対象に自然の中で自由に遊ぶことができる場を提供するとともに、子どもたちの親を運営する担い手として育成を図る。					
評価	評価項目	公益性		期待度		補助金交付の必要性を有りとした評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点 満点中	19 点	28点 満点中	17 点	
	合計得点数	56点 満点中	36 点		7名中	6 名
審査	順位	7 位	採 択	可	補助予定額	100,000 円
評価会議 の意見・要望	事業継続のためのスタッフ体制の再構築について検討を図り、安全かつ円滑に事業を実施していただきたい。					

区分	新規	団体名	中村劇場 市民活動部会			
事業名	小学生から百歳までを対象とした展示と朗読のイベント「あの頃の国語展～小学校国語の教科書で振り返る戦後から今」企画運営事業					
事業費	125,000円		補助金要望額		100,000円	
事業概要	戦後から現在に至る小学校の国語教科書の展示及び朗読会の開催を通して、子どもから高齢者までの多世代が、展示を見ながら各世代の時代や経験を話す場や聞く場を設け、世代間の違いや時代の流れを楽しく知るきっかけを提供する。					
評価	評価項目	公益性		期待度		補助金交付の必要性を有りとした評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点 満点中	16 点	28点 満点中	16 点	
	合計得点数	56点 満点中	32 点		7名中	6 名
審査	順位	8 位	採 択	可	補助予定額	100,000 円
評価会議 の意見・要望	継続的な活動とするために、実施場所の再検討を進めていただきたい。					

区 分	継続・2回目	団体名	NPO 法人八王子国際交流センター			
事業名	外国人の支援・交流事業					
事業費	190,000 円		補助金要望額		100,000 円	
事業概要	外国人が地域社会で安心して暮らすことができるよう、主に八王子市内に居住する外国人に対し、日本語教室やよろず相談の受付を行う。					
評 価	評価項目	公益性		期待度		補助金交付の必要性を有りとした評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点 満点中	15 点	28点 満点中	13 点	
	合計得点数	56点 満点中	28 点		7名中	6 名
審 査	順位	9 位	採 択	可	補助予定額	100,000 円
評価会議 の意見・要望	今後ますます重要になるテーマであるため、継続性・発展性において、改善策の検討を進めていただきたい。					

A 活動支援部門 不採択事業

区分	新規	団体名	ブルーミング・맘 八王子	
事業名	「ママ解放区」プロジェクト			
事業費	221,760 円		補助金要望額	100,000 円
事業概要	主に八王子駅付近の市施設（クリエイトホール）で、月1回子育て中の母親たちが集まり情報交換を行う場を設けることで、子育ての悩みや不安感の解消を目指す。			
評価会議の意見	「孤独な育児」からの脱却と社会参加、「キャリアデザイン」など事業の趣旨や目的は分かかりますが、月1回開催される交流会に具体性が見られず、事業の効果が不明瞭であること、また、地域との関連性が薄く、子どもの安全対策が十分でないことなどから、補助対象として採択する基準を満たさず、不採択とします。			

※ 不採択事業の評価・審査内容については、該当団体に個別に通知しています。

B 事業実施部門 採択事業 評価及び審査結果（得点順）

区分	新規	団体名	NPO 法人はちぷろ							
事業名	地産地消地活の日本酒「高尾の天狗」 酒米づくりプロジェクト									
事業費	3,929,785 円		補助金要望額		1,000,000 円					
事業概要	<p>田園地帯が広がる高月町において、市民に酒米作りから清酒製造の一連の工程（田植え・稲刈り・酒蔵見学（長野県諏訪市）・新酒試飲会）を農家、杜氏、製造業経営者の指導の下で体験することで、地域農業の振興と都市農業の新たな担い手の発掘を図る。</p>									
評価	評価項目	公益性		計画性		ニーズの高さ		創意工夫		補助金交付の必要性を有りとした評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点満点中	21点	28点満点中	21点	28点満点中	18点	28点満点中	22点	
	合計得点数	112点満点中		82点				7名中		6名
審査	順位	1位	採択	可		補助予定額	1,000,000 円			
評価会議の意見・要望	<p>市民企画事業補助金は、団体が継続的に事業を実施するために、広く市民から支援や賛助を得て、本補助金以外の財源で自立運営を行う準備をするための補助金です。 そのため、主に初期費用などで補助金を活用することを想定しているため、事業計画にある研修委託（体験等）・飲食委託の実施については、本補助金を財源に充当しないことを条件に採択とします。</p>									

区分	新規	団体名	きよびー							
事業名	地域内の小規模居場所の運営									
事業費	1,836,000 円		補助金要望額		900,000 円					
事業概要	<p>清川町で「きよびー」が実施してきた食の提供や地域の居場所づくりの機能を、サテライト(小規模交流拠点=居場所)として地域内に分散させて4か所に設置・運営することで、住民間の交流を促進し、日常生活の支え合いができる関係づくりを構築する。</p>									
評価	評価項目	公益性		計画性		ニーズの高さ		創意工夫		補助金交付の必要性を有りとした評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点満点中	23点	28点満点中	20点	28点満点中	21点	28点満点中	16点	
	合計得点数	112点満点中		80点				7名中		7名
審査	順位	2位	採択	可		補助予定額	900,000 円			
評価会議の意見・要望	特段の意見等はありません。									

区 分	新規	団体名	八王子キヤットビレッジ製作委員会							
事業名	「八王子キヤットビレッジフェスティバル」									
事業費	2,082,520 円		補助金要望額		1,000,000 円					
事業概要	猫をテーマとした作品を市民や学生から募集し、コンテストを開催のうえ入賞作品を商品化することで、収益を保護猫の譲渡会や適正飼育や動物愛護に関する講演会、地域猫へのワクチン接種に活用する。									
評 価	評価項目	公益性		計画性		ニーズの高さ		創意工夫		補助金交付の必要性を有りとした評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点 満点中	19 点	28点 満点中	15 点	28点 満点中	15 点	28点 満点中	19 点	
	合計得点数	112点 満点中		68 点				7名中		6 名
審 査	順位	3 位	採 択	可		補助予定額	1,000,000 円			
評価会議の 意見・要望	特段の意見等はありません。									

B 事業実施部門 不採択事業（応募受付順）

区分	新規	団体名	ブリッツバスケットボールアカデミー	
事業名	バスケットボール チャレンジスクール			
事業費	598,000 円		補助金要望額	299,000 円
事業概要	市内の保育園・幼稚園を対象に、訪問バスケットボール教室を開催することで、子どもたちにスポーツを身近なものとして感じてもらい、運動への興味・関心を高める。			
評価会議の意見	事業内容に創意工夫や他団体との事業の差別化を感じられず、補助対象として採択する基準を満たさなかったことから、不採択とします。			

区分	新規	団体名	特定非営利活動法人 Music Delivery キラキラ星	
事業名	音楽ケア&コンサート			
事業費	613,000 円		補助金要望額	300,000 円
事業概要	音楽を活用した軽い運動と、若手音楽家によるコンサートを合わせたイベントを実施することで、認知症の予防を図る。			
評価会議の意見	事業の目的が認知症予防であるか、音楽家の演奏の場を設けることであるかが不明瞭であり、事業の実施により地域の課題がどのように解決されるのかについても明確でなく、また、補助対象として採択する基準を満たさなかったことから、不採択とします。			

区分	新規	団体名	マルベリー東京パイロットクラブ	
事業名	「誰もが音楽とともに生き活きと生きる」～冨永裕輔 Xmas チャリティコンサート			
事業費	2,085,850 円		補助金要望額	1,000,000 円
事業概要	八王子観光 PR 特使の冨永裕輔氏のコンサートを障害者団体や市内中学校の生徒も参加して開催することで、障害者の社会参加の機会の不足を解消するとともに、音楽との触れ合いによる市民の文化活動の場を創出する。			
評価会議の意見	事業の目的がコンサートの開催自体に感じられ、団体の設立目的との整合性が認められず、公益性が明確でないことから、また、補助対象として採択する基準を満たさなかったことから、不採択とします。			

区 分	新規	団体名	特定非営利活動法人八王子さくらの会	
事業名	世界遺産の「富士山」美術展の開催			
事業費	1,511,200 円	補助金要望額	750,000 円	
事業概要	富士山に関する絵画、版画、写真などの作品を募集し、展示会を開催することで、市内外から観光客を呼び込むとともに、人と自然との共生や郷土の魅力を再認識する機会を創出する。			
評価会議の意見	事業を実施することにより地域課題がどのように解決されるのかが不明瞭であり、補助金を活用せずに事業継続をする手法も整っておらず、また、団体の定款との整合性が認められず、公益性や実効性の点から補助対象として採択する基準を満たさなかったことから、不採択とします。			

区 分	新規	団体名	八王子手をつなぐ女性の会	
事業名	「私たちは『買われた』展」開催			
事業費	500,000 円	補助金要望額	250,000 円	
事業概要	一般社団法人 Colabo が企画した、居場所のない少女たちが売春に巻き込まれた自分たちの思いや体験をイラストや写真・文章で表現する「私たちは『買われた』展」を開催することで、性暴力・性搾取のないまちづくりを目指す。			
評価会議の意見	八王子の実情調査の不足により焦点の整理が定まっておらず、問題提起で終わっており、地域課題の具体的な解決につながっていないことから、また、補助対象として採択する基準を満たさなかったことから、不採択とします。			

区 分	継続・2回目	団体名	ファミリーフェス in はちおうじ みんなのキャンパス実行委員会	
事業名	ファミリーフェス in はちおうじ みんなのキャンパス			
事業費	2,108,953 円	補助金要望額	700,000 円	
事業概要	八王子駅周辺において、子育てファミリーを対象としたイベントを開催することで、まちの活性化を目指す。また、新たに子ども食堂などの団体に出展してもらい、イベント後に地域食堂を開催することで地域のコミュニティ作りの場を創出する。			
評価会議の意見	イベントと地域食堂の関係性がはっきりせず、活動の方向性がみえにくいことから企画の点で創意工夫に疑問があり、また単発のイベントに対するニーズに疑問があることから、補助対象として採択する基準を満たさず、不採択とします。			

区 分	新規	団体名	みやま郷	
事業名	共生社会における地域福祉システムモデル地域の創出			
事業費	2,700,000 円		補助金要望額	1,000,000 円
事業概要	美山地域で、福祉施設入居者や高齢者のみの世帯等が参加できる地域福祉システムモデルを確立することで、過疎化を抑止し、経済が循環する共生社会を創り上げることを目的とする。			
評価会議の意見	<p>理念は重要ですが、実現するための具体的内容が乏しく、今年度の事業が総花的で曖昧なものとなっています。</p> <p>また、地域住民や他団体との関係づくりが出来ておらず、地域との共生や役割分担について具体性が見えず、補助対象として採択する基準を満たさなかったことから、不採択とします。</p>			

区 分	新規	団体名	特定非営利活動法人ケアサポートらくらく	
事業名	グリーフケアって何？			
事業費	402,100 円		補助金要望額	201,000 円
事業概要	身近な人を亡くし、心身共に不健康な状態となった方や家族に対する「グリーフケア」の啓蒙活動や講座を、地域とのつながりが薄い方が多く居住するニュータウン地域で開催することで、当該者の孤立化を防ぐとともに、自死の予防や抑止につなげる。			
評価会議の意見	活動の必要性はあり、今後重要なテーマではありますが、事業内容について団体の定款と齟齬が見られ、団体の財務状況から判断すると計画的かつ継続的な事業実施に疑問があることから、また、補助対象として採択する基準を満たさなかったことから、不採択とします。			

※ 不採択事業の評価・審査内容については、該当団体に個別に通知しています。

C 事業発展部門 採択事業 評価及び審査結果

区分	新規	団体名	特定非営利活動法人小津倶楽部							
事業名	地域の自然資源を活かした「食」と「アート」の里山マーケット事業									
事業費	750,000 円			補助金要望額			500,000 円			
事業概要	「八王子の“おいしい”と私達の暮らしを繋げたい」をコンセプトに、「FARMART」を企画・運営する FARMART 実行委員会と連携し、「(仮)小津里山マーケット」を自ら開催することで、「地域で稼ぎ自立する力」の充実を図る。									
評価	評価項目	公益性		計画性		ニーズの高さ		創意工夫		補助金交付の必要性を有りとした評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点満点中 21	点	28点満点中 18	点	28点満点中 18	点	28点満点中 19	点	
	合計得点数	112点満点中		76				点		7名中 6 名
審査	順位	1位		採択	可		補助予定額	500,000 円		
評価会議の意見・要望	団体間で連携することによる効果ははっきりしていないため、さらなる効果が発揮できるよう、役割分担を明確にし、ノウハウを上手に活用した事業となるよう期待します。									

审 查



1. 審査方法

応募事業について、事務局確認、予備評価、市民企画事業補助金申請事業評価会議による評価を基に審査し、補助金を交付すべき事業を決定します。

1. 事務局確認

事務局である市民活動推進部協働推進課が、応募書類について以下の点を確認するとともに、応募事業に関連する市の所管課を担当課として指定する。

- ①応募部門が適切であること
- ②事業及び団体についての応募要件を満たしていること
- ③提出書類に不備がないこと

2. 予備評価

応募事業に関連する市の担当課は、市政運営担当者の立場から、応募書類及び面接により以下の項目について確認及び評価を行う。

①確認項目

- ・当該年度に、市、国や他の地方自治体及びそれらの外郭団体（以下「市等」という。）で実施している他の財政的支援を受けていないこと、またその予定がないこと。
- ・市等との共催ではないこと。また、市等を含む実行委員会として実施する事業ではないこと。
- ・事業内容が法令等に違反していないこと。
- ・市が補助金を交付することについて問題がないこと。

②評価項目

ア 活動支援部門

評価項目	着 眼 点
公益性	活動目的や内容が明確で、広く市民の利益となる公益性が認められるか。また、町会・自治会や住民協議会など地域で活動する他団体と連携し得るもので、地域の課題解決に寄与するものか。
期待度	将来、独自性や専門性を活かしたサービスの提供が期待できるか。

イ 事業実施部門

評価項目	着 眼 点
政策合致性	実施効果が市の目指す方向性と一致しているか。
計画性	事業内容、収支内容、実施体制などが適切か、具体的な効果が望めるか。
八王子らしさ	八王子市のまちづくりに寄与するもので積極的に支援できるものか。八王子の歴史、伝統、文化、自然などを活かすものか。

ウ 事業発展部門

評価項目	着 眼 点
政策合致性	実施効果が市の目指す方向性と一致しているか。
計画性	事業内容、収支内容、実施体制などが適切か、具体的な効果が望めるか。
アイディア性	団体間の連携により、先駆的で付加価値のついたサービスの提供が可能か。

3. 市民企画事業補助金申請事業評価会議による評価

① 活動支援部門の評価

応募書類、予備評価の結果等に基づき、以下の項目について5段階の採点を行う。「補助金交付の必要性」については、採点ではなく必要性「あり」、「なし」の判断とする。

評価項目	着 眼 点
公益性	活動目的や内容が明確で、広く市民の利益となる公益性が認められるか。また、町会・自治会や住民協議会など、地域で活動する他団体と連携し得るもので、地域の課題解決に寄与するものか。
期待度	将来、独自性や専門性を活かしたサービスの提供が期待できるか。
補助金交付の必要性	当該事業に対し、補助金を交付すべきか否か。

② 事業実施部門及び事業発展部門の評価

応募書類、予備評価の結果及び公開プレゼンテーションに基づき、以下の項目について5段階の採点を行う。「補助金交付の必要性」については、採点ではなく必要性「あり」、「なし」の判断とする。

評価項目	事業実施部門	事業発展部門
	着 眼 点	
公益性	活動目的や内容が明確で、広く市民の利益となる公益性が認められるか。町会・自治会や住民協議会など、地域で活動する他団体と連携し得るもので、地域の課題解決に寄与するものか。	団体間の連携により、地域の課題解決に寄与するものか。
計画性	事業内容、収支内容、実施体制などが適切か。具体的な効果が望めるか。継続事業の場合、支援を継続する必要があるか。	連携による具体的な効果が望めるか。継続事業の場合、支援を継続する必要があるか。
ニーズの高さ	市民のニーズが高いか。	補完性 単一団体では成し得なかった課題が、連携することにより解決できるものか。
創意工夫	独自の発想やノウハウ、専門性を持っているか。また可能性を秘めているか。	発展性 単一団体の通常の発展に寄与するものか。また、団体間のつながりに継続性が見込めるか。
補助金交付の必要性	当該事業に対し、補助金を交付すべきか否か。	

■公開プレゼンテーション

事業実施部門及び事業発展部門への応募事業を対象に、市民に公開で、応募団体自ら事業の説明を行うもの。各団体からの説明後、評価会議委員は不明な点等について質疑を行った。

【公開プレゼンテーション(4月13日)当日の様子】



●団体の発表に耳を傾ける傍聴者。傍聴者は「市民コメントシート」により、応募事業への意見や感想を提出することができる。

●事業実施部門・事業発展部門へ応募した12団体がプレゼンテーションを行った。



2. 審査フロー

募集要項・応募書類配付開始: 2月7日～
募集記事 : 2月15日号広報に掲載

市民活動団体

応募

応募受付期間
平成31年(2019年) 2月7日～3月6日

< 評 価 >

事務局確認(協働推進課)

A 活動支援部門・B 事業実施部門・C 事業発展部門
応募要件を満たしているか、提出書類に不備はないかなど確認

応募団体

・応募書類の修正
または再提出
・取り下げ

(担当課振り分け)

予備評価(担当課確認・評価)

担当課面接(3月18日～22日)

応募書類及び面接による
事業内容等の確認・評価

(応募書類、予備評価結果送付)

評価会議参加者へ評価依頼
4月5日(金)

B事業実施部門・C事業発展部門の応募団体による
公開プレゼンテーション
4月13日(土)

市民参加

公開プレゼンテーションの傍聴及びコメントシートの提出

市民からの意見を送付

評価会議各参加者による評価
(評価シートの作成)

A 活動支援部門: 応募書類、予備評価結果を基に評価
B 事業実施部門: 応募書類、予備評価結果、公開プレゼンテーションを踏まえた評価
C 事業発展部門: 同上

※いずれも5段階で評価

評価会議

4月20日(土)

採択事業案について評価会議参加者から意見聴取

審査

採択事業を決定

応募団体へ結果通知(4月下旬)

(採択事業及び不採択事業)

補助金交付説明会 5月22日

参 考 资 料

市民企画事業補助金申請事業評価会議

【参加者名簿】

任期 平成30年（2018年）12月～令和元年（2019年）7月

氏名	所属
座長 新田目 夏実	拓殖大学 国際学部 教授 地域連携ボランティア推進委員会 委員長
副座長 小室 崇司	八王子市町会自治会連合会 副会長 中部地区連合会長
芳川 文香	帝京大学 文学部 学生
白石 育夫	西武信用金庫 八王子支店 執行役員 支店長
土屋 和子	特定非営利活動法人市民サポートセンター日野 理事・事務局長
海老澤 孝一	株式会社ジェイコム東京 八王子・日野局 局長
久保 律子	特定非営利活動法人シニアSOHO普及サロン・三鷹 元代表理事

【開催状況】

開催年月日	開催時刻	会場	内容
平成30年（2018年） 12月16日（日）	13:30～ 15:00	八王子駅南口 総合事務所 会議室	<ul style="list-style-type: none"> 座長・副座長の選任 平成31年度補助対象事業の募集について 応募事業の評価方法及び日程について
平成31年（2019年） 4月13日（土）	13:30～ 17:15	クリエイト ホール 視聴覚室	公開プレゼンテーション (B事業実施部門・C事業発展部門への応募事業のみ)
平成31年（2019年） 4月20日（土）	13:30～ 15:40	八王子駅南口 総合事務所 会議室	平成31年度補助対象事業の最終選考案についての意見聴取

八王子市市民企画事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 この要綱は、市民企画事業補助金について、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）第5条に基づき、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 市民活動団体が自ら企画実施する公益的な事業に要する経費の一部を市が補助することにより、市民の創意による地域の実情に即した公共サービスの充実と市民活動の活性化を図るとともに、市と市民との協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(補助の対象となる事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に定める要件を満たす事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定めるところにより市の予算の範囲内において決定する。

(補助対象事業の公募)

第5条 市長は、補助対象事業を期間を定めて募集するものとする。

2 市長は、補助対象事業の募集に先立ち、募集要項を定めて公表しなければならない。

3 前項の募集要項には、補助対象事業の審査方法を明記しなければならない。

(補助金の申し込み)

第6条 前条の募集に応じて申し込みをしようとする団体（以下「応募団体」という。）は、次に掲げる応募書類及びその付属資料により行うこととし、前条第2項の募集要項で指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 「市民企画事業補助金交付申込書」（様式1）

(2) 「市民企画事業実施計画書」（様式2）

(3) 「市民企画事業収支計画書」（様式3）

(補助対象事業の選考及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による応募書類の提出を受けた事業について、別に定める審査方法により審査しなければならない。

2 市長は、前項による審査の結果を受けて補助金を交付することが適当であると認められる事業を選考したときは、「市民企画事業補助金交付対象事業選考結果通知書」（様式4）により、速やかに当該応募団体に通知しなければならない。

(補助金交付の申請及び決定)

第8条 前条により補助金交付対象事業として補助金交付予定額の通知を受けた団体は、所定の期日までに、規則第6条の規定による申請を「市民企画事業補助金交付申請書」様式5により行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容が前条第1項の審査の際と変わらない（軽微な変更は除く）限りにおいて、速やかに補助金の交付を決定し、申請者に「市民企画事業補助金交付決定通知書」（様式6）により通知しなければならない。

(交付決定状況の公表)

第9条 市長は、前条第2項により補助金の交付を決定したときは、補助対象事業、補助金の交付を受ける団体（以下「補助団体」という。）の名称及び補助金交付決定額を公表しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、第8条第2項の規定による交付決定の後、速やかに交付する。

(補助対象事業計画の変更等)

第11条 規則第10条の規定による申請については、「市民企画事業補助金交付事業変更・中止申請書」(様式7)によることとする。

2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(事業報告)

第12条 規則第12条の規定による報告は、次に掲げる事業報告書類によることとする。

- (1) 「市民企画事業補助金交付事業実績報告書」(様式8)
- (2) 「市民企画事業補助金成果報告書」(様式9)
- (3) 「市民企画事業補助金交付事業収支決算書」(様式10)

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により事業報告書類の提出を受けたときは、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、「市民企画事業補助金確定通知書」(様式11)により補助団体に通知する。

(事業実績の公表)

第14条 市長は、前条の規定による補助金等の額を確定したときは、補助対象事業の成果について市民に公表するものとする。

2 補助団体は、市が主催する事業報告会や市が発行する事業成果報告書において補助対象事業の成果を発表し、市民からの理解を得られるよう努めるものとする。

(普及広報)

第15条 補助団体は、補助金の交付を受けた事業を実施するときは、ポスター・チラシ等の作成にあたり別に定める基準により表示を行うものとする。

(担当部の指定等)

第16条 市長は、第6条の規定による応募書類の提出を受けたときは、応募された補助対象事業の内容に関係する事務を分掌する部を担当部として指定するものとする。

2 指定された担当部の長は、部内で特に補助対象事業の内容に関連する所管を担当課として定め、市長に報告するものとする。ただし、市長は特に必要があるときは、担当部の指定に合わせ担当課の指定を行うことができるものとする。

3 市長は、第7条に規定する審査、第11条に規定する変更又は中止の承認及び第13条に規定する補助金額の確定を行うにあたり、担当部に意見を求めるものとする。

4 第2項の規定による担当課は、第2条に規定する補助の目的を達成するため、補助団体との情報交換に努めるものとする。

(事務所管)

第17条 この要綱に基づく補助金に関する事務は、市民活動推進部協働推進課において処理する。

(補助金制度の見直し)

第18条 本補助金は、「補助金制度見直し方針」に基づき、見直しを行うものとする。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 11 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 8 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 11 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 8 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 8 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 12 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 12 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から施行する。

別表（第3条及び第4条関係）
補助対象事業及び補助金の額

		A 活動支援部門	B 事業実施部門	C 事業発展部門
応募部門		既に公益的な活動に取り組んでいるが活動基盤が整っていない団体やこれから公益的な活動に取り組もうとする団体が、自らの活動を広く紹介する事業に要する経費を補助する。 ただし、計画段階の事業費が5万円以上のものとする。	①市民活動団体が自立運営を目標に企画提案する公益的な事業 ②将来市と協働で実施する事業として企画提案するために試行する事業の実施経費の一部を補助する。 ただし、計画段階の事業費が10万円以上のものとする。	既に主たる事業で自立運営をした市民活動団体が、新たに他の団体と協力・連携することで、さらなる事業の発展を見込むことができる事業の実施経費の一部を補助する。 ただし、計画段階の事業費が10万円以上のものとする。
補助の対象（掲げている要件全てに該当する事業であること）	補助を受ける団体の要件	1 非営利かつ、市民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的に、自主・自立した運営を継続的に行う団体であること。（法人格の有無は問わない。） 2 市内に活動拠点を持っていること。 3 構成員5人以上のグループで、構成員に複数の市民（市内在住・在勤・在学）を含むこと。 4 政治活動及び宗教活動を主たる目的としないこと。 5 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。	1 同左 2 市内に活動拠点を持っていること。又は、市内で活動しており市内に連絡先を確保できること。 3 同左 4 同左 5 同左	1 協力・連携する各団体（以下、「各団体」という。）が非営利かつ、市民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的に、自主・自立した運営を継続的に行う団体であること。（法人格の有無は問わない。） 2 各団体が市内に活動拠点を持っていること。又は、市内で活動しており市内に連絡先を確保できること。 3 各団体が、構成員5人以上のグループで、構成員に複数の市民（市内在住・在勤・在学）を含むこと。 4 各団体が、政治活動及び宗教活動を主たる目的としないこと。 5 各団体が、特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。
	実施する事業の要件	1 公益性が認められること。 2 市内で実施されること。 3 計画から実施まで責任を持って遂行できること。 4 交付決定の属する年度の4月から3月までの間に実施する事業であること。 5 政治活動及び宗教活動を目的としないこと。 6 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。 7 当該年度において、市、国や地方自治体及びそれらの外郭団体で実施している他の財政的支援を受けていないこと、またその予定がないこと。 8 第5条第2項で定める募集要項の補助対象の要件にあてはまること。 9 上記1～8の要件のほか、法令に違反しないこと。	1 同左 2 市内で実施されること又は市民の参加により実施され、地域社会の健全な発展に寄与すること。 3 同左 4 同左 5 同左 6 同左 7 同左 8 同左 9 同左	1 同左 2 市内で実施されるとともに、団体間で連携することにより、地域社会の健全な発展に寄与すること。 3 同左 4 同左 5 同左 6 同左 7 同左 8 同左 9 同左
補助額等	金額	①1件当たり対象事業費の10/10以内 上限10万円	①1件当たり対象事業費の1/2以内又は100万円のいずれか低い額 ②2回目以降対象事業費の1/3以内又は前回交付決定額の80%いずれか低い額 ただし、事業の性質上市長が特に認めた場合は①とする。	①1件当たり対象事業費の2/3以内又は50万円のいずれか低い額 ②2回目以降対象事業費の1/2以内又は前回交付決定額の80%いずれか低い額 ただし、事業の性質上市長が特に認めた場合は①とする。
	単額交付	千円単位（千円未満切り捨て）	千円単位（千円未満切り捨て）	千円単位（千円未満切り捨て）
備考		同一団体に対する補助金の交付は2回までとする。 ただし、応募の都度、当該年度予算の範囲内で、審査により決定する。	同一区分における同一事業に対する補助金の交付は、3回までとする。複数年にわたる補助を希望する場合は、初年度応募時にあらかじめその旨を事業計画書に明記するものとする。 ただし、2回目、3回目についてもその都度応募し、当該年度予算の範囲内で、審査により決定する。	同一区分における同一事業に対する補助金の交付は、3回までとする。複数年にわたる補助を希望する場合は、初年度応募時にあらかじめその旨を事業計画書に明記するものとする。 ただし、2回目、3回目についてもその都度応募し、当該年度予算の範囲内で、審査により決定する。

平成31年度(2019年度) 八王子市市民企画事業補助金 補助対象事業募集要項

1. 趣 旨

市民企画事業補助金は、**市内で活動する非営利団体が、地域の課題の解決や、よりよい市民生活の実現のために、自ら企画立案し実施する事業**について、市がその経費の一部を補助するものです。

この補助金が有効に活用されるよう、補助対象事業は**公募**とし、**厳正な審査を経て決定**します。

2. 応募できる団体

応募できる団体は、次に掲げる要件を **全て** 満たす団体です。

		A 活動支援部門	B 事業実施部門	C 事業発展部門
共通 項目	①	非営利かつ、市民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的に、自主・自立した運営を継続的に 行う団体であること。(法人格の有無は問いません。)		
	②	構成員5人以上のグループで、構成員に複数の市民(市内在住・ 在勤・在学)を含むこと。		〔C 事業発展部門〕は、 連携す る全ての団体 が該当すること。)
	③	政治活動及び宗教活動を目的とする団体ではないこと。		
	④	特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対するこ とを目的とする団体ではないこと。		
個別 項目	⑤	活動拠点を市内に持つか、又は市内で活動しており、市内に連絡責任者 を確保できること。		

3. 応募対象事業の種類(部門)

補助対象事業は、以下の**3部門**に分けて募集し、決定します。応募資格は、**全部門合わせて1団体1事業**です。

		A 活動支援部門	B 事業実施部門	C 事業発展部門
内 容		既に公益的な活動に取り組んでいるが活動基盤が整っていない団体やこれから公益的な活動に取り組もうとする団体が、 自らの活動を広く紹介する事業に要する経費 を補助します。	市民活動団体が自立運営を目標に企画提案する事業や、将来市と協働で実施する事業として企画提案するために試行する事業の実施経費の一部 を補助します。	既に主たる事業で自立運営をし、他団体と交流を有さない市民活動団体が、 他の団体と協力・連携 することで、さらなる事業の発展を見込むことができる 事業の実施経費の一部 を補助します。
補助金額		①必要な経費の 10分の10 (千円未満切り捨て、 上限10万円)	① 必要な経費の 2分の1以内 (千円未満切り捨て、 上限100万円) ② 2回目以降 は対象事業費の 1/3以内 又は 前回交付決定額の80%のいずれか低い額 。ただし、事業の性質上、市長が特に認めた場合は①とします。	① 必要な経費の 3分の2以内 (千円未満切り捨て、 上限50万円) ② 2回目以降 は対象事業費の 1/2以内 又は 前回交付決定額の80%のいずれか低い額 。ただし、事業の性質上、市長が特に認めた場合は①とします。
計画段階の事業費		5万円以上	10万円以上	
補助回数		同一団体2回まで	同一区分における、同一事業に対して3回まで	

4. 対象となる事業の要件

補助対象事業は、次に掲げる要件を **全て** 満たす必要があります。

	A 活動支援部門	B 事業実施部門	C 事業発展部門
共通項目	①	市民からのニーズがあり、不特定多数の市民が受益者となるような、公益性が認められる事業内容であること。	
	②	計画から実施まで責任を持って遂行できること。	
	③	平成31年(2019年)4月から2020年3月までの間に実施する事業であること。	
	④	政治活動及び宗教活動を目的としないこと。	
	⑤	特定の公職者(候補者を含む)または政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。	
	⑥	上記③の期間において、市、国や他の地方自治体及びそれらの外郭団体(以下「市等」という)で実施している他の財政的支援を受けていないこと。また、その予定がないこと。	
	⑦	市等との共催ではないこと。また、市等を含む実行委員会として実施する事業ではないこと。	
	⑧	上記①～⑦の要件のほか、法令等に違反しないこと。	
個別項目	⑨ 市内で実施すること。	市内で実施されるか、または市民の参加により実施され、地域社会の健全な発展に寄与すること。	市内で実施されるとともに、団体間で連携することにより、地域社会の健全な発展に寄与すること。

5. 補助対象外の経費

補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に必要な経費ですが、**以下のものは補助の対象から除きます。**

(1) 団体の経常的な活動に要する経費

例) 家賃、電話及びインターネット通信料、セミナーや講座、学会等に参加・登録するための会費、事務局に係る経費 など

(2) 団体の構成員の飲食や親睦に要する経費

(3) 不動産及び高額な備品(おおむね20万円以上)の購入費

6. 応募にあたっての事前相談(必須)

応募を検討されている団体は、応募書類を提出する前に、必ず協働推進課までご相談ください。

また、申込手続きや制度の概要等についての説明や、応募しようとしている事業や経費が補助金の対象となるのか、応募書類の書き方などのご相談につきましても、随時受け付けています。

なお、窓口でのご相談を希望される場合は、できるだけ事前にご連絡ください。



7. 応募受付期間

平成31年2月7日(木) ~ 3月6日(水)17:00 必着 (協働推進課まで持参もしくは郵送)

※ 電子データで書類を作成した団体は、データも併せて提出してください。

8. 提出書類

応募にあたっては、下表に掲げる書類を提出していただきます（各部門共通）。

		書類の名称			書類の名称
様式1		交付申込書 （※代表者の押印が必要）	様式自由 （C部門は 連携する全 ての団体分）		団体の定款・会則
	付属資料	活動実績および活動計画書 （新規・継続で様式が異なるため注意）			団体の会員名簿
	付属資料	事業の協力・連携実施に係る合意書 （C部門のみ）			団体の最新の決算書
様式2		実施計画書	様式指定		担当課面接・公開プレゼンテーション 確認書
様式3		収支計画書			

9. 審査方法

補助対象事業の審査は、事務局（協働推進課）による応募書類の確認、市の担当課及び事務局と応募団体が面接を行う予備評価、市民企画事業補助金申請事業評価会議（参加者は別表のとおり）による評価を基に行います。また、応募団体自ら事業の説明を行う「公開プレゼンテーション（A活動支援部門を除く）」や、公開プレゼンテーションでの市民からの意見、継続事業については前年度事業の進捗状況などを参考にします。

評価項目は以下のとおりです。評価項目を考慮のうえ、応募書類等へのご記入をお願いします。

(1) 担当課による評価項目

A 活動支援部門		B 事業実施部門		C 事業発展部門	
公益性	活動目的や内容が明確で、広く市民の利益となる公益性が認められるか。また、町会・自治会や住民協議会など地域で活動する他団体と連携し得るもので、地域の課題解決に寄与するものか。	政策 合致性	実施効果が市の目指す方向性と一致しているか。		
期待度	将来、独自性や専門性を活かしたサービスの提供が期待できるか。	計画性	事業内容、収支内容、実施体制などが適切か。具体的な効果が望めるか。		
		八王子 らしさ	八王子市のまちづくりに寄与するもので積極的に支援できるものか。八王子の歴史、伝統、文化、自然などを活かすものか。	アイ デア 性	団体間の連携により、先駆的で付加価値のついたサービスの提供が可能か。

(2) 評価会議による評価項目

次の項目について、**5段階での採点**を行います。ただし、各部門における項目「補助金交付の必要性」については、採点ではなく「あり」、「なし」の判断となります。

A 活動支援部門		B 事業実施部門		C 事業発展部門	
公 益 性	活動目的や内容が明確で、広く市民の利益となる公益性が認められるか。				
	町会・自治会や住民協議会など地域で活動する他団体と連携し得るもので、地域の課題解決に寄与するものか。			団体間の連携により、地域の課題解決に寄与するものか。	
期 待 度	将来、独自性や専門性を活かしたサービスの提供が期待できるか。	計 画 性	事業内容、収支内容、実施体制などが適切か、具体的な効果が望めるか。		
補助金交付の必要性		の 二 高 し さ	市民のニーズが高いか。	補 完 性	単一団体では成し得なかった課題が、連携することにより解決できるものか。
		工 創 夫 意	独自の発想やノウハウ、専門性を持っているか。また、可能性を秘めているか。	発 展 性	単一団体の通常の活動の発展に寄与するものか。また、団体間のつながりに継続性が見込めるか。
		補助金交付の必要性		補助金交付の必要性	

(3) 市民企画事業補助金申請事業評価会議 参加者

氏名	所属
座長 新田目 夏実	拓殖大学 国際学部 教授 国際学科長
副座長 小室 崇司	八王子市町会自治会連合会 副会長 中部地区連合会長
芳川 文香	帝京大学 文学部 学生
白石 育夫	西武信用金庫 八王子支店 執行役員 支店長
土屋 和子	特定非営利活動法人市民サポートセンター日野 理事・事務局長
海老澤 孝一	株式会社ジェイコム八王子 代表取締役社長
久保 律子	特定非営利活動法人シニア SOHO 普及サロン・三鷹 元代表理事

10. 公開プレゼンテーションの実施

「B 事業実施部門」及び「C 事業発展部門」の応募事業については、審査の一環として、事業内容等について説明していただく公開プレゼンテーションを行います。当日参加した市民（応募団体関係者を除く）から、応募事業について意見を受け付け、審査の参考とします。

【日時】平成31年4月13日(土)

【会場】生涯学習センター(クリエイトホール) 11階 視聴覚室(東町5-6)

※開催時間は、B事業実施部門及びC事業発展部門への応募件数が確定後決定し、応募団体に通知します。

11. 審査結果の公表

審査の結果は、応募団体に個別に通知するとともに、「広報はちおうじ」、市のホームページなどで公表します。

12. 普及広報・活動の紹介（「はちコミねっと」への登録、情報発信）

本補助金制度を市民の方により広く知っていただくために、補助金交付を受けた団体は、補助事業を行う際にポスターやチラシ等に本補助金交付対象事業である旨を表示していただきます。また、市民活動支援センターで運営している『八王子コミュニティ活動応援サイト「はちコミねっと」』に登録していただき、活動の周知を行っていただきます。詳細は、別紙でご確認ください。

13. NPOパワーアップ講座の受講

公益的な活動を継続していくために、団体の自立化・活性化を目的に団体運営の実務を学ぶ「NPOパワーアップ講座」を、市民活動支援センターにおいて開催します。本補助金へ応募を予定している団体は、積極的に受講くださるようお願いいたします。詳細は、別紙でご確認ください。

14. 事業成果の公表

補助金交付を受けた団体には、補助事業終了後、実績報告書類を提出していただきます。また、事業の成果を市民に公開で発表する成果報告会に参加していただきます。

お問い合わせ・応募書類等の提出先 八王子市 市民活動推進部 協働推進課

〒192-8501 八王子市元本郷町3丁目24番1号 (八王子市役所本庁舎7階)

【電話】042-620-7401

【FAX】042-626-0253

【Eメールアドレス】b050700@city.hachioji.tokyo.jp

【ホームページURL】<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/shimin/001/003/index.html>

(こちらから応募様式のダウンロードができます。また、過去に補助を受けた事業等をご覧いただけます。)



八王子市市民企画事業補助金申請事業評価会議開催要綱

(趣旨)

第1条 市民企画事業補助金交付要綱に基づき、市民活動団体から補助の申請があった事業（以下「申請事業」という。）について、適正かつ客観的に評価するため、市民企画事業補助金申請事業評価会議（以下「会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 会議において意見等を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 八王子市市民企画事業補助金（以下「補助金」という。）の申請事業の評価に関する事項。
- (2) 補助金の執行、運営に関し必要な事項。

(参加者)

第3条 会議は、参加者7名以内をもって構成する。

2 市長は、次に掲げる者のうちから、会議への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 町会・自治会の関係者
- (3) その他市長が必要と認めた者

(座長)

第4条 会議に座長及び座長代理を置き、互選によりこれを定める。

2 座長は、会議を進行し総括する。

3 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ市長が招集する。

(会議への参加の期間)

第6条 会議への参加を依頼する期間は、最初の依頼から一年間とする。ただし、参加者が欠けた場合における後任者の参加の期間は、前任者の残りの期間とする。

(意見の聴取等)

第7条 市長は、申請事業の評価のため必要があると認めたときは、参加者以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、市民活動推進部協働推進課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

参考：平成31年度(2019年度) 市民企画事業補助金 事業担当課一覧

区分	受付 番号	事業名	団体名	担当課			
A 活動支援部門	新	1	動物の適正飼育の啓蒙活動	八王子わん♡にゃんクラブ	生活衛生課		
	新	2	八王子の森の赤ちゃんカフェ事業	特定非営利活動法人 かぶかぶ山のようちえん	子ども家庭 支援センター	大横保健福 祉センター	
	新	3	八王子西南部地域における道の駅 設置による地域活性化方策の検討	館ヶ丘自治会	土地利用計 画課	交通企画課	観光課
	新	4	家族で作る素敵なエンディングノート 支援事業	とうゆう会	市民生活課	学習支援課	高齢者福祉 課
	新	5	グリーンヒルズたより発行	グリーンヒルズたより 編集部	協働推進課	高齢者いき いき課	高齢者福祉 課
	新	7	小学生から百歳までを対象とした展 示と朗読のイベント「あの頃の国語 展～小学校国語の教科書で振り返 る戦後から今」企画運営事業	中村劇場 市民活動部会	指導課		
	②	1	外国人の支援・交流事業	NPO法人 八王子国際交流センター	多文化共生 推進課		
	②	2	一緒に遊ぼう！一緒に創ろう！ みはらしプレーパーク@八王子	みはらしプレーパークの会	児童青少年 課	生涯学習政 策課	
	②	3	スマートフォンアプリを使った広報活 動	八王子動物愛護会ネット ワーク	情報管理課	生活衛生課	
B 事業実施部門	新	1	地域内の小規模居場所の運営	きよぴー	協働推進課	高齢者いき いき課	子どものしあ わせ課
	新	6	「八王子キャットビレッジフェスティバ ル」	八王子キャットビレッジ 製作委員会	生活衛生課	学園都市文 化課	
	新	8	地産地消地活の日本酒「高尾の天 狗」酒米つくりプロジェクト	NPO法人はちぷろ	観光課	土地利用計 画課	農林課
C 部門 事業 発展	新	1	地域の自然資源を活かした「食」と 「アート」の里山マーケット事業	特定非営利活動法人 小津倶楽部	土地利用計 画課	協働推進課	

令和元年（2019年）6月発行

八王子市 市民活動推進部 協働推進課

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話：042-620-7401（直通） FAX：042-626-0253

E-Mail：b050700@city.hachioji.tokyo.jp

市ホームページ（市民企画事業補助金）：

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/shimin/001/003/index.html>